

健全経営について

自己資本の状況

自己資本比率は、貸出金や有価証券等の資産などに対する自己資本の割合のことをいい、銀行経営の安全性や健全性をあらわす重要な指標となっています。当行の平成20年9月末の自己資本比率は、単体ベースで9.32%（Tier I 比率4.71%）、連結ベ

ースで9.21%（Tier I 比率4.76%）と十分な水準を維持しております。

今後とも、皆さまに安心してお取引いただけるよう自己資本の充実に努め、より一層の経営体質の強化を図ってまいります。

【主な自己資本充実】

- 11年3月 第三者割当増資（163億円）実施
- 12年3月 無担保転換社債（80億円）発行
- 13年3月 第三者割当増資（109億円）実施
- 16年1月 無担保新株予約権付社債（100億円）発行
- 18年3月 公募増資等（197億円）実施
- 20年3月 第三者割当増資（300億円）実施

※自己資本比率の計算方式（国内基準）

$$\frac{\text{基本的項目 (Tier I) + 補完的項目 (Tier II)}}{\text{リスクアセット (信用リスク度合いを考慮した資産額など)}} \times 100$$

(資本金、剰余金等) (一般貸倒引当金、劣後ローン等)



有価証券の状況（残高、含み損益）

米国発の金融危機および世界的な景気後退懸念に伴う金融市場の混乱により、保有有価証券の評価が下落いたしました。

そのため、従来から採用している最も厳格な30%減損ルールに則り、保有有価証券の減損処理を行いました。

平成20年6月には、リスク管理体制強化の一環として統合リスク管理室を設置、金融経済情勢並びに市況の変動を慎重に検討しながら、早め早めに対応することに努めております。



資産内容の開示

当行では、資産の健全性確保を経営上の最重要課題のひとつと認識し、自己査定を実施し、資産の正確な査定と厳正な不良債権処理に取り組んでおります。

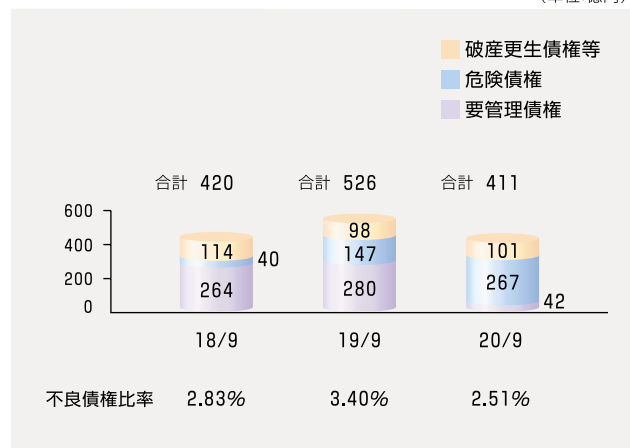
今後とも、自己査定の厳格な運用を行い、従来にも増して不良債権の未然防止に努め、資産の健全性を確保していく方針です。

なお、「自己査定」と「金融再生法に基づく開示債権」ならびに「リスク管理債権」の関係は次ページのとおりです。

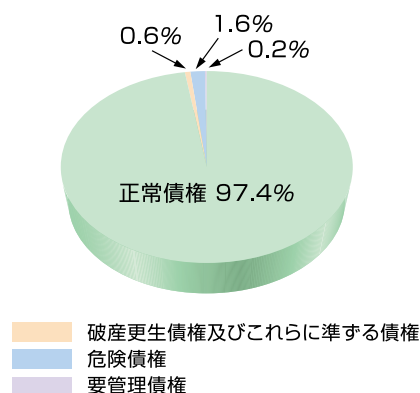
また、連結対象子会社におきましても、銀行本体同様、自己査定に基づき、適切な償却・引当処理を行っております。

●金融再生法に基づく開示債権

(単位:億円)



資産査定額の構成比



(単位:億円)

	平成19年9月期	平成20年9月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	98	101
危険債権	147	267
要管理債権	280	42
小 計	526	411
正常債権	14,919	15,983
合 計	15,445	16,395

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のことです。

要管理債権

要注意先に対する債権のうち、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものです。
(要注意先: 貸出条件、債務の履行状況、財務内容に問題があり、今後の管理に注意が必要な債務者。)

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに要管理債権以外のものに区分される債権のことです。

●リスク管理債権の状況

銀行法に基づくリスク管理債権は、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3カ月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」に分類され、単体ベースの開示に加え、連結ベースの開示が義務づけられています。

なお、これらの債権は、開示金額全てが回収不能

というわけではありません。これらの債権の大半は、回収確実な担保等により保全されており、回収不能と判断した部分についても貸倒引当金を計上するなどの措置がとられています。

●連結ベース

(単位：億円)

区 分	平成19年9月期	平成20年9月期
破綻先債権額	18	21
延滞債権額	242	357
3カ月以上延滞債権額	3	4
貸出条件緩和債権額	277	37
合 計	541	422
貸出金に占める割合	3.57%	2.62%

●単体ベース

(単位：億円)

区 分	平成19年9月期	平成20年9月期
破綻先債権額	13	19
延滞債権額	231	349
3カ月以上延滞債権額	3	4
貸出条件緩和債権額	276	37
合 計	525	411
貸出金に占める割合	3.44%	2.53%

破 綻 先 債 権

元本の回収が不可能となる蓋然性が高い債権のことで、具体的には未収利息を収益不計上とした貸出金のうち、会社更生法、破産法などの法的手続きがとられている債務者や手形交換所において取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金のことです。

延 滞 債 権

未収利息を収益不計上とした貸出金のうち、破綻先債権と債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金を控除した貸出金のことです。

3カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権と延滞債権に該当しない貸出金のことです。

貸 出 条 件 緩 和 債 権

経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩（金利の減免、金利の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄、現金贈与、代物弁済の受入など）を実施した貸出金のことです。

●自己査定と開示基準別の分類・保全状況【単体】（20年9月末）

(単位：億円)

自己査定結果（債務者区分別） 対象：貸出金等与信関連債権						金融再生法の開示基準 対象：要管理債権は貸出金のみ その他は貸出金等与信関連債権				リスク管理債権 対象：貸出金	
区分 与信残高		分 類				区分 与信残高	担保・保証 等による 保全額	引当額	保全率	区 分	貸出金残高
		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類						
破綻先 19		11	7	－ (0)	－ (－)	破産更生債権及び これらに準ずる債権 101	100	0	100.0%	破綻先債権 19	
実質破綻先 82		17	64	－ (0)	－ (－)					延滞債権 349	
破綻懸念先 267		91	122	53 (68)		危険債権 267	145	68	79.8%	3カ月以上延滞債権 4	
要 注 意 先	要管理先 54	6	48			要管理債権 42	14	20	84.0%	貸出条件緩和債権 37	
	要管理先 以外の 要注意先 1,233	359	873			小 計 411	261	89	85.2%	合 計 411	
	正常先 14,738	14,738				正常債権 15,983	総与信に占める金融再生法開示基準 による不良債権（小計）の割合 2.51% 【債務者区分の定義】 破 綻 先：法的・形式的に経営破綻の事実が発生している先 実 質 破 綻 先：法的・形式的に経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態に あり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められる先 破 綻 懸 念 先：現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状 況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先 要 注 意 先：貸出条件に問題のある先、元本返済・利息支払いなど履行状況に問題がある先、業 況・財務内容に問題があるなど今後の管理に注意を要する先 正 常 先：業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる先				
合 計 16,395		15,224	1,117	53	－	合 計 16,395					

(注1) 貸出金等と信関連債権：中間貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）

(注2) 自己査定結果（債務者区分別）における（ ）内は分類額に対する引当額です。破綻先・実質破綻先のⅢ・Ⅳ分類額は、全額引当済みです。